

## 《修士論文要旨》

## 「近江分郡守護に関する一考察」

酒 井 雅 規\*

守護は鎌倉幕府の成立とともに登場し、中世において地方の軍事・行政を担った存在である。原則として守護は一国に一人補任されるが、南北朝期に至ってこの原則は崩れ、郡単位で守護が設置される事例が出現するとされている。このような存在は分郡守護と呼ばれ、一つの国から一郡から数郡を割いて、守護正員とは別の人物にその郡の守護権限を分与された存在だとされる。分郡守護の認定方法としては、郡単位以下の範囲で守護と同等な権限を有するものを認定した事例が多く見られるほか、郡の知行＝分郡守護としたケースも存在する。しかし、近年では室町期の地方秩序を守護権限に一元化させる考えに疑問が呈されているほか、分郡守護についても個別事例ごとに再検討が行われ、郡の知行に関しても守護権限は分与されず、地頭など領主として郡を知行していた事例も報告されている。本稿ではこうした動向のなかで、室町期における近江分郡守護について考察を行うものである。

近江の守護はおおむね六角氏が任じられてきたが、近江北部においては、京極氏を分郡守護と見るか否かで見解の相違がある。これらの研究では、近江国内の守護権限について詳細に論じられてきたが、京極氏自体については出雲などの守護国を有しているにも関わらず、近江国内の動向にのみ目が向けられており、京極氏の領国全体を検討した上で述べられていないことや、時期ごとの検討が行われていないことが問題点として挙げられる。本稿では京極氏の機構、近江における守護権限、同時代人の認識、分郡そのものについてそれぞれ検討を行い、室町期において京極氏は近江分郡守護であったのかどうかを考察した。

第一章では、京極氏の機構と所領支配について考察を行った。京極氏が明確に守護職を有する国々と近江の間では、守護代・郡奉行などの領国支配機構の有無という差があること、近江への指令の伝達が京極氏の所領と同様に、現地荘園の事務機関である政所を利用していることを確認した。そして、近江における京極氏の機構は所領支配のための機構であると考え、京極氏は近江において所領を支配するための機構は存在していたが、領国支配機構はなかったと結論付けた。

第二章においては、室町期の近江における京極氏の権限について、所務遵行権、段銭・臨時課役徴収権、軍事指揮権の三つを検討した。このうち、京極氏の所務遵行権は六角氏に比べて限定的であり、段銭・臨時課役徴収権については有していなかった。軍事指揮権は保持していたものの、これは南北朝期に見られる軍事指揮者「大将」に由来するものであり、守護の権限を分与されたものではないと考えた。

第三章では、室町期に生きた人々の近江守護に対する認識を検討した。京極氏は同時代人から近江「守護」、近江「半国守護」と認識されていた。しかし、幕府は京極氏が近江に所領を有し

平成23年度 \*文学研究科文化財史科学専攻

ているという認識であり、それは京極氏も同様であった。また、近江北部の荘園領主が京極氏のことを「守護」ではなく「地頭」と呼称していたことを指摘し、京極氏は同時代人から近江「守護」、近江「半国守護」と見られることはあったが、京極氏自身や幕府、京極氏と接触を持つ者は、京極氏は近江の「守護」ではなく、地頭として近江に所領を有していたという認識であったことを明らかにした。

第四章においては、「分郡」そのものを考察した。まず、郡の知行＝分郡守護と即断できないことを確認した。また、郡が所領とともに安堵されていることや、「分郡」そのものの所務遵行が行われているなど、郡の知行が荘園の知行と共通性を有している点から、「分郡」はその領有形態から守護国よりも所領に近い存在であることを示した。次に近江における「分郡」について検討し、京極氏の分郡は軍事指揮権を行使する範囲として南北朝期から戦国期まで維持されていたとした。そして、近江以外の国における「分郡」について、権限を中心に簡単な考察を行ない、各分郡における権限には違いが見られるが、所務遵行権などいずれも地頭よりも上級の権限を有していること、軍事指揮権の保持は共通していることを確認し「分郡」とは守護でない者が軍事指揮権を行使しえる範囲と考えた。

以上の考察の結果として、京極氏は「分郡」における軍事指揮権など、守護と同等の権限は限定的ながら有していたが、それは守護から分与されたものではないこと、また、京極氏の機構の検討、近江守護に対する認識の検討から、京極氏は「分郡」を知行していたが、それを分郡守護と呼称するのは不適當であるという結論に至った。